

射水市教育委員会 3月定例会次第

日 時 令和8年3月25日（水）
午後2時00分から
場 所 本庁舎3階304会議室

1 会議録の承認

2 事務局報告

- (1) 令和8年3月市議会定例会の開催状況について 資料 1
- (2) 射水市教育委員会の管理職等人事異動について 資料 2
- (3) 令和7年度末射水市立学校長・教頭の異動内申について 資料 3

3 議案

- (1) 射水市学校給食費等に関する規則の制定について (給食センター) 資料 4
- (2) 射水市学校給食用物資納入業者登録要綱の一部改正について (給食センター) 資料 5

4 各課等の連絡事項及び報告事項

- (1) 令和8年度小・中学校児童生徒見込数について (学校教育課) 資料 6
- (2) 令和8年度学校三師の委嘱について (学校教育課) 資料 7
- (3) 射水市教育情報セキュリティ基本方針の策定について (学校教育課) 資料 8
- (4) 射水市単独補助金交付要綱の制定について (青少年健全育成)
(生涯学習・スポーツ課) 資料 9
- (5) 射水市単独補助金交付要綱の制定について (スポーツ振興等)
(生涯学習・スポーツ課) 資料 10
- (6) 令和7年度第1回射水市文化財審議会会議概要 (生涯学習・スポーツ課) 資料 11
- (7) スポーツロゲイニング imizu2026 の開催について (生涯学習・スポーツ課) 資料 12
- (8) ユネスコ無形文化遺産登録記念曳山巡行について (生涯学習・スポーツ課) 資料 13
- (9) 令和7年度教育センター事業報告について (教育センター) 資料 14
- (10) 教育委員会行事予定 資料 15

5 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

4月定例会 4月23日（木） 午後1時30分から 本庁舎306会議室

射水市教育委員会 2月定例会会議録（案）

I 開会日時 令和8年2月19日（木） 開会 午前10時02分
閉会 午前11時56分

II 会議場所 市庁舎401

III 出席委員

金谷教育長、眞岸委員、宮原委員、成田委員、二川委員

IV 会議事件説明員

作道事務局長、星野事務局次長（生涯学習・スポーツ課長）、小谷内事務局次長
佐藤学校教育課長、廉教育センター所長、川渕学校教育課長補佐、
金三津生涯学習・スポーツ課長補佐、中林学校教育課副主幹、
鷺塚学校教育課総務企画係長

V 傍聴人数 なし

VI 会議の要旨

午前10時02分、教育長が開会を宣した。

1 会議録の承認

承認された。

2 事務局報告

(1) 令和8年3月射水市議会定例会会期日程（案）について

事務局長が、資料1に基づき説明した。

(2) 令和8年3月一般会計補正予算（案）について

事務局長が、資料2に基づき説明した。

3 各課等の連絡事項及び報告事項

(1) 令和8年度予算（案）概要

事務局次長（兼生涯学習・スポーツ課長）及び学校教育課長が、資料3に基づき説明した。

(2) 射水市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

事務局次長が、資料4に基づき説明した。

(3) 下村小学校の今後の在り方に関するアンケート調査について

学校教育課長が、資料5に基づき説明した。

(4) 令和7年度卒業（園）式及び令和8年度入学（園）式について

学校教育課副主幹が、資料6に基づき説明した。

(5) 令和7年度末教員異動方針について

事務局次長が、資料7に基づき説明した。

(6) 海竜スポーツランドサウンディング型市場調査の結果について

事務局次長（兼生涯学習・スポーツ課長）が、資料8に基づき説明した。

(7) 第3回地域おこし協力隊フェスティバル

事務局次長（兼生涯学習・スポーツ課長）が、資料9に基づき説明した。

(8) 教育委員会行事予定

学校教育課総務企画係長が、資料10に基づき説明した。

4 その他

(1) 次回教育委員会の開催日時について

3月25日（水）午後2時00分から 市庁舎304会議室

5 議 事

(1) 資料3：令和8年度予算（案）概要

[委 員] 小学校水泳授業業務委託の対象校と、その他の学校の移行時期はどうか。

[事務局] 対象校は、堀岡小学校と東明小学校で、その他の学校については、プールの老朽化や猛暑の状況を見ながら検討していく。

[委 員] こども電子図書館整備事業について、学校でも閲覧できるか。また、いつ頃周知できるか。電子図書を利用して、子どもたちの読む力を伸ばせるよう努めてほしい。

[事務局] 学校でも閲覧できる。利用できるようになるには時間がかかり夏休みには間に合わないと思う。子どもたちが読みやすい本を選書し、周知に努めていく。

[委 員] こども電子図書館整備事業について、視力の低下を懸念していること、また紙の本も大切にし、図書館へ行く機会も推進してほしい。図書館窓口業務委託について、現職員の雇用はどうか。

[事務局] 紙の本の予算も少し増額し、読書の推進に努める。現職員については、条件はあるものの優先雇用するよう協定を結んでいる。

[委 員] 放課後児童クラブについて、入級審査が厳しくなったと聞いた。

[事務局] 統合した放課後児童クラブの入級審査内容が、統合前と違ってしたことによるものと思われる。当該放課後児童クラブと協議する。

[委 員] 放課後児童クラブについて、支援員の確保は出来ているか。

[事務局] 市全体では課題としている。支援員の給料を増額しており、各学級は積極的に支援員を募集してほしい。

(2) 資料4：射水市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

[委 員] 計画作成の過程で、教育職員は計画を確認しているか。

[事務局] 学校長を通して、教育職員の意見を求めた。

[委 員] 「ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。」という目標は、既にクリアしているが、今後の見通しはどのように考えているか。

[事務局] 厚生労働省が、当該ストレスチェックにおける高ストレス者は10%ほどと想定しており、その数字を超えないよう意識していくため、目標を掲げた。

[委 員] 児童生徒の休み時間における安全への配慮として、学校支援ネットワーク等の支援を得るとしているが、どのような方を想定しているか。

[事務局] コミュニティスクールの機能を生かしてボランティアを想定している。長休み、昼休み等に支援が可能な人がいるか、学校支援コーディネーターに聞いていく。

[委 員] スクール・サポート・スタッフは全校の配置か。

[事務局] 全校配置している。

[委 員] 教育職員の相談窓口を市で配置できるか。

[事務局] 市での配置はできないが、公立学校共済組合の相談窓口を周知していく。

[委 員] 児童生徒の休み時間における安全への配慮として、学校支援ネットワーク等の支援を得るとしているが、ボランティアを募るため、ボランテ

ィア時間の前後に学校内で何かしらの活動ができるよう工夫が出来るようになればよい。

[事務局] 今後、実施計画を各学校に提示し、来年度の運営計画に向けた資料にするよう周知する。運営計画を策定する際に、コミュニティースクールで活動等を検討してほしい。

(3) 資料8：海竜スポーツランドサウンディング型市場調査の結果について

[委員] フットボールセンターの横の土地は、どこの所有か。また、駐車場の整備はどうするか。

[事務局] 県の土地であり、借りることになる。駐車場は、併せて整備する。

[委員] 焼却炉から発生する熱を利用して温水プールを運営する施設がある。プール施設は電気代が高いので、何か検討はしているか。

[事務局] 海竜スポーツランドは近隣施設の発生熱を利用していたが、熱量が足りなかった。サウンディング型市場調査に参加した15事業者に引き続き意見を聞き方向性を高めていきたい。

午前11時56分、議事等が終了したので教育長が閉会を宣した。

令和 8 年 3 月市議会開催状況について（教育委員会関係）

1 教育委員会関係議案等

議案第 1 号 令和 8 年度射水市一般会計予算

議案第 8 号 令和 7 年度射水市一般会計補正予算（第 6 号）

2 代表質問、一般質問（教育委員会関係）（※発言順）

(1) 代表質問 3 月 5 日（木）

○ 堀 義治 議員（自民創政会）

1 教育職員の働き方改革について

○ 加治 宏規 議員（いみず志政会）

1 放生津八幡宮祭の曳山・築山行事ユネスコ無形文化遺産登録について

○ 奈田 安弘 議員（自民議員会）

1 県立高校の再編について

(2) 一般質問 3 月 6 日（金）

○ 井相田 礼子 議員（いみず志政会）

1 不登校児童生徒の支援について

(1) 不登校児童生徒の人数と割合について

(2) 学校に行きづらい子への対応について

○ 岩口 久梨果 議員（自民創政会）

1 生理の貧困に対する射水市での取組について

(1) 児童や生徒に対する生理の悩みを体系的に把握する調査や聞き取りについて

(2) 学校での声をかけなくても受け取れる仕組みづくりについて

○ 杉浦 実 議員（自民創政会）

1 海竜スポーツランドの移転新築について

○ 上野 進 議員（自民議員会）

1 市の公共施設で提供する給食における HACCP に沿った衛生管理の取組について

(1) 学校給食における取組について

2 部活動の地域展開について

(1) 受け皿の整備状況について

(2) 指導者又は管理・監督者の技術的指導及び教育的指導の確保について

○ 大垣 友和 議員（自民創政会）

1 小学校水泳授業の外部委託について

(1) 水泳授業の外部委託の効果と要因について

- (2) 今後の方針について
- (3) 課題と解決策について

○ 西尾 哲 議員（自民創政会）

- 1 子どもたちをデジタル社会の危険から守る情報モラル教育の推進について
 - (1) 学校における情報モラル教育の現状について
 - (2) 情報モラル教育の家庭等との連携について
- 2 「二十歳のつどい」開催時期の見直しについて
 - (1) 「二十歳のつどい」に寄せられた市民の声について
 - (2) 開催時期と開催方法の今後のあり方について

3 総務文教常任委員会 3月10日（火）

報告事項

- (1) 射水市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- (2) 海竜スポーツランドの整備に関するサウンディング型市場調査の結果について

4 予算特別委員会 3月17日（火）・18日（水）（教育委員会関係）（※発言順）

付託議案

議案第 1号 令和8年度射水市一般会計予算

議案第 8号 令和7年度射水市一般会計補正予算（第6号）

(1) 補正予算

○ 山崎 晋次 議員（いみず志政会）

- 1 新湊放生津小学校整備費について
 - (1) 工事の進捗状況について
 - (2) 新湊放生津小学校の教育の特色について

(2) 当初予算

○ 上野 進 議員（自民議員会）

- 1 海竜スポーツランドについて
 - (1) 学校プールとして堀岡と東明の両小学校が水泳授業として使う運用方法について
 - (2) 両校の夏休みのプール開放について
 - (3) 跡地について

○ 石田 勝志 議員（いみず志政会）

- 1 小学校の放課後開放について今後の見通しやビジョンについて
 - (1) 小学校の放課後開放について
 - (2) 今後の見通しやビジョンについて

- 吉野 省三 議員（自民創政会）
 - 1 空調設備工事の工事計画について
 - (1) 中学校体育館の断熱改修の状況について
 - (2) 中学校体育館の空調設備工事の工期について

- 津本 二三男 議員
 - 1 図書館窓口業務委託について
 - (1) 委託する範囲について
 - (2) 今働いている司書について
 - (3) 指示系統について

5 本会議 3月19日（木）

議案第2号

射水市学校給食費等に関する規則の制定について

射水市学校給食費等に関する規則を次のように定める。

令和8年3月25日 提 出

射水市教育委員会

教育長 金 谷 真

射水市教育委員会規則第 号

射水市学校給食費等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市立学校設置条例（平成17年射水市条例第82号）に規定する小学校及び中学校において実施する学校給食等に係る学校給食費等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食等 学校給食（学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）並びに児童及び生徒以外の者に提供される学校給食と同様の給食をいう。
- (2) 学校給食費等 学校給食費（法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）並びに児童及び生徒以外の者であって学校給食と同様の給食の提供を受けるものから徴収する給食費をいう。
- (3) 保護者 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）をいう。

- (4) 学校給食費等負担者 保護者並びに児童及び生徒以外の者であって学校給食と同様の給食の提供を受けるものをいう。

(学校給食費等の額)

第3条 学校給食費等の1食当たりの額は、別表1のとおりとする。

(学校給食費等の徴収及び納付)

第4条 射水市教育委員会は、学校給食費等負担者から学校給食費等を徴収する。

- 2 学校給食費等負担者は、学校給食等の提供を受けたときは、別表2に規定する対象月に応じた納付期限までに、自らが負担すべき学校給食費を納付しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、射水市教育委員会が別に定める。

(過誤納金の還付及び充当)

第5条 学校給食費等の過納又は誤納（以下「過誤納金」という。）があった場合は、射水市教育委員会は、学校給食費等負担者に当該過誤納金を還付しなければならない。

- 2 前項の規定による還付をする場合において、当該学校給食費等負担者の学校給食費等に未納があるときは、当該還付すべき額を未納の学校給食費等に充当することができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、学校給食費等に関し必要な事項は、射水市教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則に規定する学校給食費等の徴収に係る手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 第4条の規定にかかわらず、射水市教育委員会は、当分の間、保護者から学校給食費を徴収しないものとする。

別表1 (第3条関係)

区分	1食当たりの額
小学校の児童	350円
中学校の生徒	400円
児童及び生徒以外の者であって小学校において学校給食と同様の給食の提供を受けるもの	350円
児童及び生徒以外の者であって中学校において学校給食と同様の給食の提供を受けるもの	400円

別表2 (第4条関係)

対象月	納付期限
4月	5月末日
5月	6月末日
6月	7月末日
7月	8月末日
8月・9月	10月末日
10月	11月末日
11月	12月末日
12月	1月末日
1月	2月末日
2月	3月末日
3月	4月末日

備考 納付期限が金融機関の休業日に当たるときは、前営業日を納付期限とする。

議案第 2 号

射水市学校給食費等に関する規則の制定について

(説 明)

学校給食費の無償化に合わせて学校給食会計を公会計化するにあたり、本市が実施する学校給食に係る学校給食費等に関し必要な事項を定めるため、新たに規則を制定するもの。

1 規定内容

第 1 条 趣旨

第 2 条 定義

第 3 条 学校給食費等の額

第 4 条 学校給食費等の徴収及び納付

第 5 条 過誤納金の還付及び充当

第 6 条 委任

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第3号

射水市学校給食用物資納入業者登録要綱の一部改正について

射水市学校給食用物資納入業者登録要綱の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

射水市教育委員会

教育長 金谷 真

射水市教育委員会告示第 号

射水市学校給食用物資納入業者登録要綱の一部改正について

射水市学校給食用物資納入業者登録要綱（令和6年射水市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 別紙

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

射水市教育委員会
教育長 あて

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号

メールアドレス

F A X 番号

報告責任者署名 _____（自署）

担当者携帯電話番号

射水市学校給食用物資納入業者登録申請書兼誓約書

年度学校給食用物資納入業者として登録を受けたいので、関係書類を添えて、申請いたします。

なお、次の記載事項については、事実と相違なく、また誓約書の記載を了承し遵守します。

1 納入希望品目

2 主な仕入先 (納入物資及び原材料)

3 主な販売先

4 過去1年間の売上額 (単位 : 万円)

5 従業員数 (組合については別紙に記入のこと。)

	販売及び運搬関係	製造関係	事務関係
男	人	人	人
女	人	人	人
計	人	人	人

6 衛生管理等状況

- ・衛生管理 (検便検査等) 年 回
- ・健康管理 (定期健康診断等) 年 回

7 食品衛生責任者氏名 ()

8 添付書類

- ・食品衛生監視票写し (食品衛生法第55条第1項に基づく許可を要する事業所のみ)
- ・検便検査結果報告書写し (細菌検査、病原性大腸菌 O-157)
- ・組合加入者名簿 (組合のみ)
- ・委任状 (本社が見積及び請求の権限を代理人へ委任する場合のみ)

誓約書

- 1 学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）は食品衛生法に準拠する適格品とします。
- 2 発注を受けた給食用物資は指定された日時、数量及び品質等を厳守のうえ、納入します。
- 3 納入した給食用物資（以下「納入物資」という。）に一部でも不適格品があった場合は、各学校又は教育委員会の指示により適格品と交換します。
また、納入物資に異物混入、重大な品質異常等の不適格品が発生した場合は、その原因究明、再発防止策等について誠実に対応します。
- 4 冷凍食品の納入の際は、保冷車を使用します。
- 5 給食用物資を納入したときは、給食用物資の納品書（3部複写で指定のもの）に検収担当者の検収印を受けます。
- 6 1か月分の検収印押印済の納入物資の納品書のうちの納品受領書・請求明細書を、必要事項を記載した見積書及び請求書に添付し、翌月3日までに、射水市学校給食センターに提出します。
見積書及び請求書は、射水市学校給食センター分とその他の各学校（単独校分）を合わせて各1部作成し、納入した学校ごとの税込み金額を記載します。税込み金額は1円未満の端数を切り捨てた額とし、納入した学校が複数ある場合は、納入した学校ごとの税込み金額の合算額も記載します。
- 7 社名、代表者名、住所等の変更又は業務の廃止、休止を行う時は、速やかに射水市学校給食用物資納入業者登録変更届又は射水市学校給食用物資納入業者登録廃止届を射水市学校給食センターに提出します。
- 8 射水市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等に該当せず、一切関与していません。
- 9 市税等の納税義務を履行しています。
- 10 上記2～9に違反した場合は、登録の取り消し又は入札（見積）参加の一時停止等の処遇を受けます。その際、一切異議を申し立てず、いかなる補償も求めません。
- 11 この誓約書に記載されている事項を遵守する期間は、 年4月1日から 年3月31日までとします。
- 12 この誓約書を含め、新たな問題となる事項が発生した場合は、教育委員会と協議のうえ決定し、教育委員会の指示に従います。

様式第1号 (第3条関係)

(別記)

給食用物資代金受入金融機関	銀行 信用金庫 農協	本店 支店
(フリガナ) 口座名		
口座番号	当座 普通	

議案第 3 号

射水市学校給食用物資納入業者登録要綱の一部改正について

(説明)

「射水市学校給食用物資納入業者登録要綱」は、学校給食で使用する食材の納入業者の登録の規程であるが、令和 8 年 4 月から始まる学校給食費の公会計化に伴い、食材の納入業者へ食材費の支払いをする際に、食材の納入業者から提出を受ける書類が変わるため、所要の改定を行うもの。

1 改正内容

要綱様式第 1 号「射水市学校給食用物資納入業者登録申請書兼誓約書」中の誓約書中の「支払命令書」を「見積書及び請求書」に改め、説明を見積書及び請求書の記載方法に改める。

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

射水市学校給食用物資納入業者登録要綱 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>様式第1号(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">様式第1号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>射水市教育委員会 教育長 あて</p> <p>郵便番号 所在地 商号又は名称 代表者名 電話番号 メールアドレス F A X 番号 報告責任者署名 _____ (自署) 担当者携帯電話番号</p> <p style="text-align: center;">射水市学校給食用物資納入業者登録申請書兼誓約書</p> <p>年度学校給食用物資納入業者として登録を受けたいので、関係書類を添えて、申請いたします。 なお、次の記載事項については、事実と相違なく、また誓約書の記載を了承し遵守します。</p>	<p>様式第1号(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">様式第1号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>射水市教育委員会 教育長 あて</p> <p>郵便番号 所在地 商号又は名称 代表者名 電話番号 メールアドレス F A X 番号 報告責任者署名 _____ (自署) 担当者携帯電話番号</p> <p style="text-align: center;">射水市学校給食用物資納入業者登録申請書兼誓約書</p> <p>年度学校給食用物資納入業者として登録を受けたいので、関係書類を添えて、申請いたします。 なお、次の記載事項については、事実と相違なく、また誓約書の記載を了承し遵守します。</p>

1 納入希望品目

2 主な仕入先（納入物資及び原材料）

3 主な販売先

4 過去1年間の売上額（単位：万円）

5 従業員数（組合については別紙に記入のこと。）

	販売及び運搬関係	製造関係	事務関係
男	人	人	人
女	人	人	人
計	人	人	人

6 衛生管理等状況

- ・衛生管理（検便検査等）年 回
- ・健康管理（定期健康診断等）年 回

7 食品衛生責任者氏名（ ）

8 添付書類

- ・食品衛生監視票写し（食品衛生法第55条第1項に基づく許可を要する事業所のみ）
- ・検便検査結果報告書写し（細菌検査、病原性大腸菌 O-157）
- ・組合加入者名簿（組合のみ）
- ・委任状（本社が見積及び請求の権限を代理人へ委任する場合のみ）

1 納入希望品目

2 主な仕入先（納入物資及び原材料）

3 主な販売先

4 過去1年間の売上額（単位：万円）

5 従業員数（組合については別紙に記入のこと。）

	販売及び運搬関係	製造関係	事務関係
男	人	人	人
女	人	人	人
計	人	人	人

6 衛生管理等状況

- ・衛生管理（検便検査等）年 回
- ・健康管理（定期健康診断等）年 回

7 食品衛生責任者氏名（ ）

8 添付書類

- ・食品衛生監視票写し（食品衛生法第55条第1項に基づく許可を要する事業所のみ）
- ・検便検査結果報告書写し（細菌検査、病原性大腸菌 O-157）
- ・組合加入者名簿（組合のみ）
- ・委任状（本社が見積及び請求の権限を代理人へ委任する場合のみ）

誓約書

- 1 学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）は食品衛生法に準拠する適格品とします。
- 2 発注を受けた給食用物資は指定された日時、数量及び品質等を厳守のうえ、納入します。
- 3 納入した給食用物資（以下「納入物資」という。）に一部でも不適格品があった場合は、各学校又は教育委員会の指示により適格品と交換します。
また、納入物資に異物混入、重大な品質異常等の不適格品が発生した場合は、その原因究明、再発防止策等について誠実に対応します。
- 4 冷凍食品の納入の際は、保冷車を使用します。
- 5 給食用物資を納入したときは、給食用物資の納品書（3部複写で指定のもの）に検取担当者の検取印を受けます。
- 6 1か月分の検取印押印済の納入物資の納品書のうちの納品受領書・請求明細書を、必要事項を記載した支払命令書（指定のもの）に添付し、翌月3日までに、射水市学校給食センターに提出します。
支払命令書は、射水市学校給食センター分（受配校分）と、その他の各学校（単独校分）につき各1部作成し、支払命令書に記載した額が税抜き額である場合は、消費税等の額を記載し、1円未満の端数は切り捨てた額を明記します。
- 7 社名、代表者名、住所等の変更又は業務の廃止、休止を行う時は、速やかに射水市学校給食用物資納入業者登録変更届又は射水市学校給食用物資納入業者登録廃止届を射水市学校給食センターに提出します。
- 8 射水市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等に該当せず、一切関与していません。
- 9 市税等の納税義務を履行しています。
- 10 上記2～9に違反した場合は、登録の取り消し又は入札（見積）参加の一時停止等の処遇を受けます。その際、一切異議を申し立てず、いかなる補償も求めません。
- 11 この誓約書に記載されている事項を遵守する期間は、 年4月1日から 年3月31日までとします。
- 12 この誓約書を含め、新たな問題となる事項が発生した場合は、教育委員会と協議のうえ決定し、教育委員会の指示に従います。

誓約書

- 1 学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）は食品衛生法に準拠する適格品とします。
- 2 発注を受けた給食用物資は指定された日時、数量及び品質等を厳守のうえ、納入します。
- 3 納入した給食用物資（以下「納入物資」という。）に一部でも不適格品があった場合は、各学校又は教育委員会の指示により適格品と交換します。
また、納入物資に異物混入、重大な品質異常等の不適格品が発生した場合は、その原因究明、再発防止策等について誠実に対応します。
- 4 冷凍食品の納入の際は、保冷車を使用します。
- 5 給食用物資を納入したときは、給食用物資の納品書（3部複写で指定のもの）に検取担当者の検取印を受けます。
- 6 1か月分の検取印押印済の納入物資の納品書のうちの納品受領書・請求明細書を、必要事項を記載した見積書及び請求書に添付し、翌月3日までに、射水市学校給食センターに提出します。
見積書及び請求書は、射水市学校給食センター分とその他の各学校（単独校分）を合わせて各1部作成し、納入した学校ごとの税込み金額を記載します。税込み金額は1円未満の端数を切り捨てた額とし、納入した学校が複数ある場合は、納入した学校ごとの税込み金額の合算額も記載します。
- 7 社名、代表者名、住所等の変更又は業務の廃止、休止を行う時は、速やかに射水市学校給食用物資納入業者登録変更届又は射水市学校給食用物資納入業者登録廃止届を射水市学校給食センターに提出します。
- 8 射水市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等に該当せず、一切関与していません。
- 9 市税等の納税義務を履行しています。
- 10 上記2～9に違反した場合は、登録の取り消し又は入札（見積）参加の一時停止等の処遇を受けます。その際、一切異議を申し立てず、いかなる補償も求めません。
- 11 この誓約書に記載されている事項を遵守する期間は、 年4月1日から 年3月31日までとします。
- 12 この誓約書を含め、新たな問題となる事項が発生した場合は、教育委員会と協議のうえ決定し、教育委員会の指示に従います。

様式第1号（第3条関係）

（別記）

給食用物資代金受入金融機関	銀行 信用金庫 農協	本店 支店
(フリガナ) 口座名		
口座番号	当座 普通	

様式第1号（第3条関係）

（別記）

給食用物資代金受入金融機関	銀行 信用金庫 農協	本店 支店
(フリガナ) 口座名		
口座番号	当座 普通	

附則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年度小・中学校児童生徒見込数(令和8年3月6日現在)

小学校

学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		特支		計	
	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数
新湊放生津小	2	41	2	36	2	49	2	48	2	58	2	54	2	14	14	300
作道小	1	35	2	48	2	45	2	43	2	48	2	51	3	16	14	286
片口小	1	23	1	29	1	14	1	19	1	29	1	30	3	11	9	155
堀岡小	1	24	1	22	1	25	1	24	1	20	1	20	3	6	9	141
東明小	1	24	1	29	2	47	2	38	2	39	2	36	2	8	12	221
塚原小	1	16	1	31	1	16	1	29	1	19	1	28	2	8	8	147
小杉小	3	88	3	89	3	77	3	90	3	100	3	96	5	30	23	570
金山小	1	7	1	7	1	10	1	7	1	9	1	7	2	3	8	50
歌の森小	3	74	2	59	3	73	3	71	3	71	3	72	4	17	21	437
太閤山小	2	70	2	49	2	63	2	55	2	63	2	53	4	23	16	376
中太閤山小	1	34	2	37	2	40	2	36	2	54	2	44	3	10	14	255
大門小	3	87	3	92	4	108	3	90	3	97	3	94	6	32	25	600
下村小	1	6	1	9		6	1	8		6	1	10	2	2	6	47
大島小	3	77	3	97	3	81	4	112	3	96	3	99	6	31	25	593
合計	24	606	25	634	27	654	28	670	26	709	27	694	47	211	204	4,178

中学校

学校名	1年		2年		3年		特支		計	
	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数
新湊中	2	59	2	49	2	64	2	7	8	179
新湊南部中	2	59	2	73	3	86	2	9	9	227
射北中	3	86	3	102	3	109	2	11	11	308
小杉中	7	211	6	201	5	191	6	27	24	630
小杉南中	3	102	3	84	2	73	4	11	12	270
大門中	6	208	6	201	5	194	3	21	20	624
合計	23	725	22	710	20	717	19	86	84	2,238

令和8年3月25日

学校教育課

令和8年度学校三師の委嘱について

令和8年度の学校三師(学校医・学校歯科医・学校薬剤師)の委嘱について、下記のとおり報告します。

記

1 異動報告

(1) 学校医:小学校4校

学校名	退任	新任
片口小学校 (内科)	大野 太郎	矢野 博一
	越野医院(立町)	矢野医院(本町)
金山小学校 (眼科)	大角 智壽子	藤田 和也
	おおがくクリニック(中太閤山)	ふじた眼科(二口)
下村小学校 (耳鼻科)	長崎 正男	徳永 貴広
	ながさきクリニック(赤井)	真生会富山病院(下若)
下村小学校 (眼科)	大角 智壽子	藤田 和也
	おおがくクリニック(中太閤山)	ふじた眼科(二口)
大島小学校 (内科)	豊田 貢一	金沢 真希子
	とよた小児科クリニック(小島)	しまぎきこどもクリニック(小島)

(2) 学校歯科医:1校

学校名	退任	新任
塚原小学校	青木 一登	帯刀 弘幸
	青木歯科医院(善光寺)	たいとう歯科医院(太閤山)

(3) 学校薬剤師:3校

学校名	退任	新任
東明小学校	松田 素子	睦田 由美子
	なでしこ薬局(戸破)	なでしこ薬局(戸破)
小杉小学校	伏喜 壮成	中谷 自一
	瑠璃光薬局 小杉店(戸破)	瑠璃光薬局 小杉店(戸破)
中太閤山小学校	澤井 由紀子	大山 麻奈
	—	チューリップ薬局 新湊(鏡宮)

2 令和8年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表
別紙のとおり

令和8年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表（予定）

令和8年4月1日現在

学校名	学校医（内科）	〃（耳鼻科）	〃（眼科）	学校歯科医	学校薬剤師
新湊放生津小学校	宮林弘太郎	村井 満	植田 芳樹	稲田 雅一	永野 康己
作道小学校	山崎 雅和	村井 満	渡辺 裕士	高畑 保夫	上田 利幸
片口小学校	矢野 博一	村井 満	植田 芳樹	夏目もえこ	高松 宏成
堀岡小学校	姫野万里子	村井 満	但馬 悠介	伊藤 聡	高松 宏成
東明小学校	村上 薫	村井 満	増子 杏	三崎 広樹	睦田由美子
塚原小学校	姫野万里子	村井 満	田中 伸弥	帯刀 弘幸	奥村 真樹
小杉小学校	高畠 章司 高橋 徹 高畠 琢磨	真鍋 恭弘	大角智壽子	中沖 一人	中谷 自一
金山小学校	吉崎 達郎	長崎 正男	藤田 和也	高畠 隆	荒谷 一樹
歌の森小学校	高畠 章司 吉崎 達郎	真鍋 恭弘	植田 芳樹	大谷 敦志	友成 真理
太閤山小学校	富川 武樹 田子 さやか	長崎 正男	藤田 和也	片口 宗久	荒谷 裕子
中太閤山小学校	松本 邦彦 高畠 章司	真鍋 恭弘	大角智壽子	黒川 和俊	大山 麻奈
大門小学校	豊田 貢一 道振 義治 野澤 寛	長崎 正男	藤田 和也	山崎 史晃 高田 恒弘	恒枝伊都子
下村小学校	西森 弘	徳永 貴広	藤田 和也	和田 三茂	松田 素子
大島小学校	金沢真希子 太田 雅也 森 俊介	長崎 正男	植田 芳樹	奥村 俊晴 稲田 雅一	森永 泉

学校名	学校医（内科）	〃（耳鼻科）	〃（眼科）	学校歯科医	学校薬剤師
新湊中学校	矢野 博一	村井 満	増子 杏	安田 由美	永野 康己
新湊南部中学校	宮林弘太郎	村井 満	田中 伸弥	渡辺 光生	上田 利幸
射北中学校	姫野万里子	村井 満	但馬 悠介	橋本 昌人	宮嶋 典子
小杉中学校	北林 正宏 高橋 徹 山谷 怜司	真鍋 恭弘	大角智壽子	高畠 隆	澤井由紀子
小杉南中学校	大角 誠治 富川 武樹	真鍋 恭弘	大角智壽子	黒川 和俊	藤岡 孝志
大門中学校	駒井 理 野澤 寛 加藤 久人	長崎 正男	藤田 和也	岩井 健治	山崎 禎直

幼稚園名	学校医（内科）	〃（耳鼻科）	〃（眼科）	学校歯科医	学校薬剤師
大門わかば幼稚園	藤田 克	真鍋 恭弘	橋本 義弘	清水 秀明	山崎 禎直

射水市教育情報セキュリティ基本方針の策定について

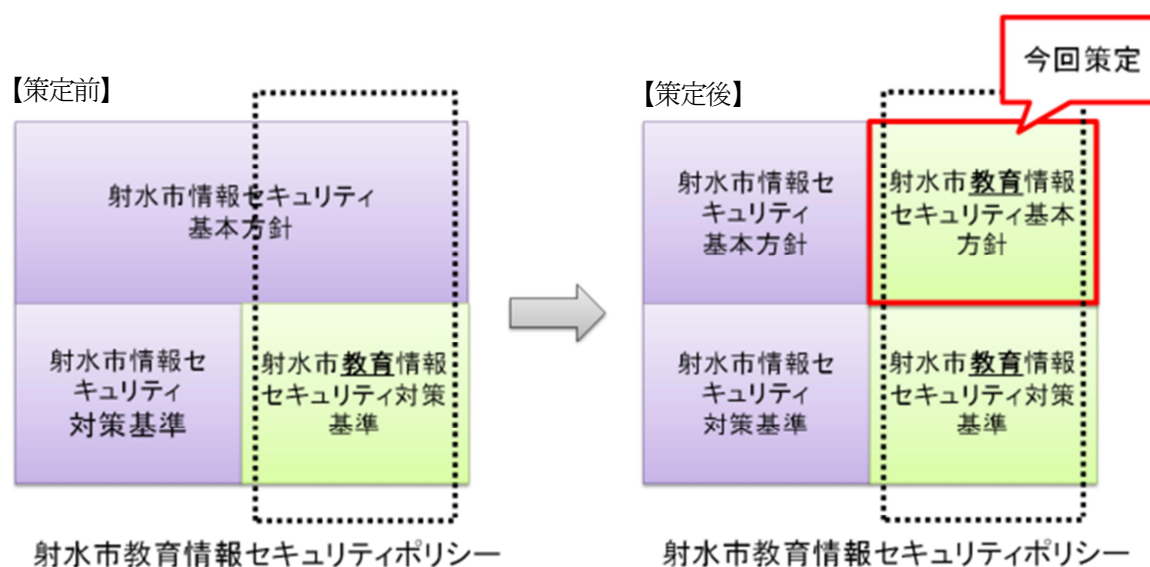
学校教育課

1 概要

本市では射水市教育委員会及び射水市立小中学校で保有する情報資産の保護のため「射水市教育情報セキュリティポリシー」を策定し運用している。

情報セキュリティポリシーは基本方針と対策基準により構成され、「射水市教育情報セキュリティポリシー」の基本方針は市の「射水市情報セキュリティ基本方針」準用し運用している。

教育DXが進展する中で、教育委員会及び学校に必要とされるセキュリティ対策は高度化し、ますます重要度が増してきている。学校教育の現場においては、市の行政事務とは異なり、教職員や児童生徒が守るべき情報資産を扱うことから、学校教育に特化した「射水市教育情報セキュリティ基本方針」を新たに策定するもの。



2 適用範囲

射水市教育委員会及び射水市立小中学校

3 対象とする教職員等

教育情報セキュリティポリシーの対象とする情報資産を利用する全ての者
(射水市教育委員会及び学校の全職員、会計年度任用職員、委託事業者等)

4 策定日

令和8年3月31日

射水市教育情報セキュリティ基本方針

令和8年 3月 策定

射水市教育情報セキュリティ委員会

1 目的

射水市教育委員会及び学校（射水市立小学校および射水市立中学校を言う。以下同じ。）が取り扱う情報には、児童生徒の個人情報のみならず保護者、教職員、その他地域住民に関する情報、学校運営上重要な情報等、外部への漏洩等が発生した場合には極めて重大な結果を招く情報が数多く含まれている。射水市教育情報セキュリティポリシーは、射水市教育委員会及び学校が管理する情報資産を様々な脅威から適切に保護し、その機密性、完全性及び可用性を維持するため、情報セキュリティ対策及びサイバーセキュリティ対策についての基本的事項について定める。

なお、本基本方針は本市全体の基本方針と共通のものであるとの認識の上に立ち、射水市情報セキュリティ基本方針を準用するものとする。

2 定義

(1) 教職員等

教育情報セキュリティポリシーの対象とする情報資産を利用する射水市教育委員会及び学校の全職員、会計年度任用職員等をいう。

(2) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(3) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) サイバーセキュリティ

サイバー空間（インターネット等の仮想空間）に存在する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(6) 教育情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(7) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(9) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 行政機関等の範囲

本基本方針が適用される行政機関等は、射水市教育委員会及び学校とし、サイバーセキュリティ対策の適用範囲についても、同様とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

ただし、射水市教育委員会及び学校で管理するネットワーク及び情報システム等と物理的に分けて構成しているネットワーク及び情報システム等は、この情報セキュリティポリシーの対象外とする。

- ① 教育ネットワーク、教育情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体
- ② 教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③ 教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 教職員等及び外部委託事業者の遵守義務

教職員等及び外部委託事業者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

情報資産を機密性、完全性及び可用性の3つの観点から影響度を評価及び分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(3) 物理的セキュリティ

サーバ等、情報システム室等、通信回線等及び教職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 教育情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

9 教育情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

10 情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の学校運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

射水市単独補助金交付要綱の制定について

(説明)

青少年の健全育成を図るため、射水市単独補助金の要綱を制定するもの。

1 補助金の内容

	要綱名	目的	補助対象事業	補助金額
1	射水市青少年健全育成事業補助金交付要綱	青少年の健全育成	青少年健全育成団体等の事務運営、青少年の健全育成	市長が定める額
2	射水市児童クラブ連合会補助金交付要綱	児童の健全育成	射水市児童クラブ連合会の事務運営、児童の健全育成	市長が定める額
3	射水市生涯学習推進協議会補助金交付要綱	生涯学習の推進	射水市生涯学習推進協議会の事務運営、生涯学習の推進	市長が定める額
4	射水市家庭教育アドバイザー連絡協議会補助金交付要綱	家庭教育力の向上や子育て支援の充実	射水市家庭教育アドバイザー連絡協議会の事務運営、家庭教育力の向上、子育て支援	市長が定める額

2 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

射水市単独補助金の交付要綱の制定について

スポーツ振興等を図るため、射水市単独補助金の要綱を制定するもの。

1 補助金の内容

	要綱名	目的	補助対象事業	補助金額
1	射水市スポーツ協会事務運営補助金交付要綱	スポーツ振興	スポーツ協会事務運営、スポーツ振興	市長が定める額
2	射水市スポーツ推進委員協議会補助金交付要綱	スポーツ振興	スポーツ推進委員協議会の事務運営、研修会・講習会、スポーツ及びレクリエーション事業・活動	市長が定める額
3	射水市スポーツ少年団活動補助金交付要綱	青少年のスポーツ振興	スポーツ少年団の事務運営、青少年のスポーツ振興、千曲市との交流事業	単位団活動補助：1団体20,000円、指導者1名500円、団員1名300円 事業補助：市長が定める額
4	射水市スポーツ協会競技団体・地区（校下）活動補助金交付要綱	競技団体及び各地区のスポーツ振興	競技団体のスポーツ振興、各地区のスポーツ振興	市長が定める額
5	射水市総合型地域スポーツクラブ連携事業補助金交付要綱	地域スポーツクラブ間の連携	地域スポーツクラブ間の連携事業	市長が定める額
6	射水市スポーツ大会開催補助金交付要綱	各種スポーツ大会開催によるスポーツ振興	北信越もしくはは全国規模のスポーツ大会	市長が定める額
7	射水市スポーツ協会アスリート育成事業補助金交付要綱	アスリートの育成、スポーツ振興	選手強化、未来を担う中学校の競技力推進事業	選手強化事業：補助率1/2 上限150,000円 未来を担う中学校の競技力推進事業：上限50,000円
8	射水市全国中学校ヨット選手権大会選手派遣補助金交付要綱	中学校におけるヨット競技の技術向上及び選手間の交流	全国中学校ヨット選手権大会への選手派遣事業	補助率1/2 上限300,000円

2 施行日

令和8年4月1日

令和 7 年度 第 1 回射水市文化財審議会 会議概要

生涯学習・スポーツ課

- I 開会日時** 令和 8 年 2 月 2 7 日（金） 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 5 0 分
- II 会議場所** 庁舎会議室 2 0 2
- III 出席者** [委 員] 上野委員、鈴木委員、久々委員、城岡委員、島添委員、柳委員、
三宮委員
[事務局] 星野次長、金三津課長補佐、轡田学芸員、原田会計年度任用職員

IV 会議概要

1. 開会 教育長あいさつ
2. 議題 (1) 「放生津八幡宮祭の曳山車 中町曳山車」現状変更について
(2) 「鐘楼門（光専寺）」の現状変更について
(3) 「小杉伊勢領遺跡」の現状（範囲）変更について
報告 (1) 「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」ユネスコ無形文化遺産登録について
(2) 放生津八幡宮祭の曳山・築山行事保存修理事業について
(3) 「六渡寺日枝神社山王鳥居附玉垣」現状変更の報告について
(4) 国登録有形文化財「旧田中家住宅北の土蔵及び南の土蔵」の除却について
3. 閉会

【質疑・発言】

議題（1）「放生津八幡宮祭の曳山車 中町曳山車」現状変更について

[委 員] 新たな彩色は行うのですか。

[事務局] 国指定時の姿の維持を原則とするため、行いません。

[委 員] 構造的に強度が必要な箇所は、オリジナルの部材を残して新調する必要もある
と思います。

[委 員] 築山の部材を新調したら、古い部材は廃棄するのですか。

[事務局] 古い部材は、倉庫に保存します。

[委 員] 行事のアイデンティティやオリジナリティを大切にしながら慎重に修理事業を
進めることとして現状変更を承認します。

議題（2）「鐘楼門（光専寺）」の現状変更について

[委 員] 柿葺は、とても高額で手間がかかるが、20 年程度で交換が必要です。

[委 員] 将来、G L 鋼板を外した際に、現在の柿葺は傷みませんか。

[委 員] 防腐処置をしてから、仮設的に現在の屋根に被せるため問題ありません。

[事務局] G L 鋼板は、20 年程度で表面の塗装を塗り直せば長持ちします。

[委員] 部分的な柿葺補修は安価だが、強度が無く周囲を傷めてしまう。傷みの少ない現段階でG L鋼板による柿葺屋根の保存を図ることとし、現状変更を承認します。

議題（3）「小杉伊勢領遺跡」の現状（範囲）変更について

[委員] 過去の発掘調査で遺構・遺物が出ている箇所や、集落の歴史がある場所が遺跡範囲外になっています。

[事務局] 過去の調査記録を再確認します。発掘調査済みで、遺跡が広がらないと判断した所は範囲から外します。

[委員] 事務局で過去の調査記録を再度確認し、委員の意見を聞いた上で範囲変更を行ってください。

報告（1）「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」ユネスコ無形文化遺産登録について

[委員] 町の歴史や祭の情報が得られる拠点があれば良いと思います。

[委員] 曳山の巡行路で歴史的な町並みが残る場所を集中的に保護し、曳山とセットで見ることができるのが理想です。

報告（2）放生津八幡宮祭の曳山・築山行事保存修理事業について

[委員] 修理年次の遅いところは、すぐに修理しなくても良いのですか。

[事務局] 予備調査で劣化の状況を把握した上で修理計画を作成しています。緊急的な修理が発生した場合は、この審議会に諮り、市の補助金で対応することもあります。

報告（3）「六渡寺日枝神社山王鳥居附玉垣」現状変更の報告について

[委員] 新しく作ったものの方が地震の被害が大きい。セメント等で固定しすぎると、逆に被害が大きくなる可能性があります。

[事務局] セメントは、劣化・摩耗した石材を安定させる程度の量で修理されます。

報告（4）国登録有形文化財「旧田中家住宅北の土蔵及び南の土蔵」の除却について

[委員] 旧田中家住宅は公開されていますか。

[事務局] イベントに合わせて定期的に公開されています。イベント情報は、市の広報に掲載するなどして周知を図っています。

[委員] 土蔵にあった箆笥などはレスキューしたのですか。

[事務局] 主屋等に移されたものもあります。

資料 スポーツロゲイニング imizu 2026 の開催について

「射水」の魅力発見と「スポーツ」の楽しさを合わせた幅広い年代の方が参加できる「スポーツロゲイニング imizu 2026」を開催します。

イベント概要

- (1) 日程：令和 8 年 5 月 10 日（日）10:00～13:00
 - 9:00 受付開始
 - 9:30 開会式・競技説明
 - 10:00 スタート（制限時間 3 時間）
 - 13:00 ゴール
 - 13:00～集計、表彰式
- (2) 会場：大門総合体育館（射水市二口 3142 番地）発着
大門・大島地区エリア
- (3) 主催：公益財団法人射水市スポーツ協会
共催：射水市教育委員会
- (4) 募集人数：先着 200 名
- (5) 種別
 - ・男子の部
 - ・女子の部
 - ・男女混合の部
 - ・ファミリーの部（中学生以下を 1 人以上含む）
 - ・60 歳以上の部（60 歳以上を 1 人以上含む）
- (6) 参加費
 - ・一般（高校生以上）1,000 円/人
 - ・小中学生 500 円/人
 - ・未就学児 無料
- (7) 内容
 - ① 当日受付で配布する地図上のチェックポイントを見て、チームでルートなどの作戦を考える。（チームのメンバーは常に一緒に行動すること。）
 - ② チェックポイントに到着後、チームメンバー全員をいれて写真を撮る。
 - ③ 指定時間までにゴールする。
 - ④ スコア上位各種別3位までを表彰する。



スポーツ ロケイン miz4

大門
大島

参加者
募集!

締切
5.3日
申込み方法・詳細は
裏面をご覧ください

2026

5.10日

10:00~13:00

制限時間 **3時間**
大門総合体育館発着
大門・大島地区エリア

【募集人数】
先着 200名
定員になり次第/
締め切ります

- 男子の部
- 女子の部
- 男女混合の部
- ファミリーの部
(中学生以下を1人以上含む)
- 60歳以上の部
(60歳以上を1人以上含む)

1チーム 2~5人
但し、各チーム内に
高校生以上を1人以上含む

**各種別
3位まで表彰!**

【参加費】
●一 般 (高校生以上) **1,000円/人**
●小中学生 **500円/人** ●未就学児 **無料**

〈主催〉公益財団法人 射水市スポーツ協会 〈共催〉射水市教育委員会



地図を見て
チームで作戦を
立てる

歩く・走る・公共交通機関を
使って時間内に
チェックポイントを巡る



写真撮影をして
得点を集めよう!



参加者募集!

スポーツ ロゲイニング imizu

制限時間
3時間

2026

5.10 日 10:00 ~ 13:00

大門総合体育館発着
大門・大島地区エリア

タイムスケジュール

- 9:00 受付開始
- 9:30 開会式・競技説明
- 10:00 スタート〈制限時間3時間〉
- 13:00 ゴール
- 13:00~集計、表彰式

競技ルール

- 1 受付で配布する地図上のチェックポイントを見て、チームでルートなどの作戦を考えます。チームメンバーは常に一緒に行動してください。

移動方法

移動は徒歩と公共交通機関(自家用車・自転車等は不可)

- 2 チェックポイントに到着したら、チームメンバー全員をいれて写真を撮ります。
- 3 指定時刻までにゴールします。
- 4 スコア上位各種別3位までを表彰します。

〈注意事項等〉

- 参加中は傷害保険に加入しますが、参加メンバーの安全管理は十分配慮願います。私有地には入らない、交通法規遵守をお願いします。公共交通機関は他のお客様に配慮して乗車してください。悪質なマナー違反は失格とする場合があります。
- 地震・風被害・事件・事故・疾病(感染症含)等による中止の場合の参加費返金の有無、額等についてはその都度主催者が判断し決定します。
- イベント開催中の映像・写真・記事・記録などは、テレビ・新聞・インターネット等で利用されます。
- 主催者は、個人情報の保護法令を厳守し参加者の個人情報を取り扱います。
- 参加にあたってのイベント最新情報や詳細はサイトにてご確認ください。



駐車場 大門総合体育館
(〒939-0234 富山県射水市二口3142番地)



持ち物

写真撮影ができるスマートフォン
(チームで1台以上)

時計、タオル、筆記用具、現金
行動食・飲み物、健康保険証

服装

動きやすい服装・シューズ
防寒具(雨具など)



申込フォームに必要事項を記入し、5月3日⑩までにお申し込みください

(お問い合わせ先)

射水市スポーツ協会

〒934-0039 富山県射水市夕々湊467

イベント運営会社「株式会社TR2」

☎0766-82-8278

☎090-8265-9786

詳細・申込みは
こちらから

お申込みフォーム



資料● ユネスコ無形文化遺産登録を記念して曳山が巡行します！

「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」のユネスコ無形文化遺産登録を記念して、曳山巡行と築山の展示が行われます。

1 日 時 令和8年4月11日(土) 午後1時～午後9時

2 実施場所 新湊市街地一円

3 実施内容

(1) 花山巡行

午後1時 放生津八幡宮出発 ～ 午後3時30分 クロスベイ新湊 花山曳揃え

(2) 提灯山巡行

午後5時30分 クロスベイ新湊出発 ～ 午後9時 放生津八幡宮 曳き別れ

(3) 築山展示

午前8時～午後4時

(4) 交流会

クロスベイ新湊では、記念イベントとして、曳山の乗車体験や、曳き子・囃子方との交流の時間が設けられます。

4 その他

当日は、曳山の巡行にあわせて車両通行規制が行われます。駐車場に限りがありますので、公共交通機関のご利用をお願いします。



花山の曳揃え (クロスベイ新湊)



築山 (令和4年)

問合せ 放生津八幡宮曳山・築山保存会 電話 0766-84-3449 (放生津八幡宮社務所内)

令和7年度 教育センター事業報告(案)

1. 調査研究事業

委員会名	内容	調査研究委員	回数・会場
全国学力・学習状況調査に関する調査研究委員会	全国学力・学習状況調査結果を分析するとともに、今後の取組の方向性について調査研究をする。	小学校教諭 4名 (国語・算数・理科・生指) 中学校教諭 4名 (国語・数学・理科・カ指)	1～2 時間・2 回 ① 7 月 3 日(木) ② 9 月 8 日(月) 射水市庁舎
学び高め合う集団づくりの支援に関する調査研究委員会	学び高め合いを推進するための効果的な「WEBQU 調査」の分析と活用について調査研究をする。	令和7年度推進校教頭 令和8年度推進校教頭 等	1.5 時間・1 回 ① 2 月 25 日(水) 射水市庁舎
小・中学校における ICT 教育推進に関する調査研究委員会	GIGA スクール構想第2期の基盤整備に伴い、授業や校務等における ICT 教育推進の可能性について調査研究をする。	小・中学校各校1名推進委員 ICT マイスター教員(兼可) 各校1名 計20名 ※内小・中各1名は教頭	1.5～2.5 時間・3 回 ① 5 月 29 日(木) ② 8 月 20 日(水) ③ 11 月 28 日(金) 射水市庁舎
小学校社会科副読本に関する調査研究委員会	小学校社会科副読本の改訂に向けた調査研究をする。	小学校委員 4名 ※内1名は教頭	1～3 時間・4 回 ① 5 月 1 日(木) ② 7 月 30 日(水) ③ 9 月 22 日(月) ④ 11 月 7 日(金) 射水市庁舎

2. 教職員研修事業

研修会名	趣旨	講師等	対象者	期日・会場
教育講演会 ※オンライン研修	保護者と教員がネットの危険性や具体的な対処方法等を学び、トラブルの未然防止や対応力の向上を図る。	兵庫県立大学 教授 竹内 和雄 氏	教員は悉皆研修 (保護者は希望者) 教員 394 名 保・招 7 名 (事後アンケート)	7 月 28 日(月) 13:30～16:00 各校リモート会場 射水市庁舎 401 本部 302-304 保護者
新規採用教員 研修会	リラクゼーションの手法、対人関係ゲーム等を学ぶとともに、意欲や資質の向上を図る。	市教育センター 教育相談員 東 美津子 氏	新規採用教員 23 名	5 月 13 日(火) 13:30～16:30 救急薬品 市民交流プラザ
学習支援ソフト 習得研修会	ミライシードの操作方法等を学び、1人1台端末等を活用した実践的指導力の向上を図る。	ベネッセ株式会社 講師	新規採用教員 ・他市からの転入者 及び希望者 25 名	4 月 22 日(火) 14:30～16:30 大門小学校 ランチルーム
ICT 活用 授業研究研修会	ICT を活用した授業の参観・協議会を通して、実践的指導力の向上を図るとともに、授業改善を一層推進する。	富山大学大学院 教授 長谷川 春生 氏 市 ICT マイスター教員 ①輪達教諭(堀岡小) ②長岡教諭(小杉中)	各校1名以上 ①23 名 ②20 名	① 7 月 4 日(金) 堀岡小学校 ② 11 月 13 日(木) 小杉中学校
WEBQU 活用 研修会	WEBQU の分析・活用方法等を学ぶことを通して、学び高め合う集団づくりに向けた取組の推進を図る。	市教育アドバイザー 県教育カウンセラー協会 相談役 村田 己智子 氏	令和6年度採用教員 (2 年目) 及び希望者 ①20 名	① 5 月 21 日(水) 15:00～16:30 射水市庁舎

			②19名	②9月10日(水) 15:00～16:30 救急薬品 市民交流プラザ
射水市内 地域巡り研修会	市内の主な施設の見学を通して地域の理解を深め、児童生徒の学習指導の充実を図る。	加茂神社 新湊博物館 大島絵本館	新規採用教員 ・他市からの転入者 及び希望者 24名	7月25日(金) 8:30～12:00 市内各施設
プログラミング 研修会	ドローン等を使った体験型研修を通してプログラミング教育の理解を深め、実践的指導力の向上を図る。	富山県立大学 教授 岩井 学 氏 (岩井ゼミの学生)	小学校 令和5年度採用教員 (3年目) 及び希望者 15名	8月1日(金) 14:00～16:30 大島小学校 体育館
ミドルリーダー 研修会	ミドルリーダーとしての役割や資質・能力の理解を深め、学校運営に参画する意識を高める。	市教育センター 所長	平成29年度採用教員 (9年目) 12名	7月29日(火) 9:00～10:30 救急薬品 市民交流プラザ
授業力向上 研修会	「射水スタンダード～授業のABC～」を基盤とし、「Next」等の実践を通して、授業力の更なる向上を図る。	①市教育センター 指導主事 ②市マイスター教員	令和4年度採用教員 (4年目) ①20名	①5月30日(金) 15:00～16:30 射水市庁舎 ②市マイスター 教員の授業公開 小4回・中10回
4年目・9年目 マッチアップ 研修会	異年次交流を通して、4年目、9年目の自覚を促すとともに、授業力の更なる向上を図る。	市教育センター 指導主事	平成29年度採用教員 (9年目) ①②12名 令和4年度採用教員 (4年目) ①②20名 マイスター教員①②3名	①7月29日(火) 10:45～12:00 救急薬品 市民交流プラザ ②12月25日(木) 9:30～12:00 射水市庁舎
新任特別支援教育 担当者研修会	特別支援教育に関する基礎的な知識・技能、適切な学級運営等を学び、使命感の向上を図る。	市教育委員会 特別支援教育指導主事	新任特別支援学級担任 新任通級指導教室担当者 及び希望者 20名	4月10日(木) 15:00～16:30 射水市庁舎
特別支援教育 研修会	特別な支援を必要とする児童生徒の能力や可能性を伸ばすために、特別支援教育に対する専門性の向上を図る。	西部教育事務所 特支指導員 市教育委員会 特別支援教育指導主事 市特支マイスター教員 県特支コーディネーター研受講者	特別支援教育コーディネーター ・特別支援学級担任 ・通級指導教室担当者から 各校1名以上 20名	8月21日(木) 9:00～12:00 救急薬品 市民交流プラザ
通級指導教室 担当者研修会	通級指導教室の適切な運営や学習指導、支援の在り方の理解を深め、指導の充実を図る。	西部教育事務所 特支指導員 市教育委員会 特別支援教育指導主事	通級指導教室担当者 各校1名以上 20名	5月27日(火) 15:00～16:30 救急薬品 市民交流プラザ
体育実技研修会 (陸上競技)	児童の走力の向上に資する専門的な実技指導を通して、実践的指導力の向上を図る。	(株)アスレチッククラブ・エスピーホープ 代表取締役 茅野 宏司 氏 技術コーチ 1名	小学校教諭 各校1名以上 14名	4月24日(木) 15:00～16:30 新湊放生津小学校 グラウンド

イングリッシュ・キャンプ 見学研修会	「射水市イングリッシュ・キャンプ」の様子やLessonの参観を通して、学校での外国語に関わる活動の充実を図る。	委託業者 株式会社アイエスエイ スタッフ 外国語指導員	希望者 11名	8月4日(月)～ 6(水)の希望日時 呉羽青少年自然の家
若手教員 研修会	マイスター教員等の公開授業や学校訪問研修を生かした授業参観・協議会を通して、学習指導の改善・充実を図る。	市マイスター教員、 各校校長お勧めの授業者	5年目までの 若手教員 及び希望者	授業公開日時・公開校 (1回以上)
理科教育講座 (自然観察)① 入門コース半日	自然観察に関する研修を行い、指導力の向上を図る。	県総合教育センター 科学情報部主管	富山県教職員研修 C希望 市内16名	6月4日(水) 13:30～16:30 金山小学校

※とやま呉西圏域連携事業「ICT教育環境に関する調査・研究」令和7年度事業は南砺市・小矢部市主催
令和7年6月27日(金)南砺市地域包括支援センター 射水市17名参加
講演 富山大学名誉教授 山西 潤一 氏「GIGAスクール構想で創る 次世代の教育」

3. 射水スタンダード委員会

- ◇授業力向上射水トライアル3点セット(射水スタンダード～授業のABC～・授業研究協議ステージアップ・授業力向上のちょいテク)の活用を推進し、指導力向上を目指した。
- ◇授業力向上射水トライアル3点セット改訂スケジュールに基づき、令和7年度は「射水スタンダード～授業のABC～」 「射水スタンダード～授業のABC Next」の活用状況の把握と改訂を検討した。
- ・委員は教務主任(研究主任)を中心とし、「学び高め合う集団づくり支援事業」「令和のとやま型教育推進事業」の推進校以外の学校から選抜した。

4. 射水市マイスター教員事業

- ◇高い専門性と指導力を有し、優れた教育活動を実践している教員をマイスター教員に認定し、その実践的指導力を広く市内の教員に伝授した。
- ◇マイスター教員の任命数
小学校5名(教科等2、特支1、ICT1、GIGA1) ※ICTマイスターは県ICT活用授業研究研修会に推薦
中学校9名(教科等6、特支1、ICT1、GIGA1) ※GIGAマイスターは県GIGA Teacherを兼任
- ◇主な活動
 - ・授業公開(教科等マイスター) 授業力向上研修会で師範授業(道徳・特別活動が望ましい)を公開した。
(ICTマイスター) ICT活用授業研究研修会で提案授業を公開した。
(GIGAマイスター) 県の取組を通して、ICT教育に関する市内教員の資質向上を図った。
 - ・研修指導(特別支援教育マイスター) 特別支援教育研修会での伝達講習等を行った。また、随時、市内教員の要請や実態に応じて助言等を行った。
 - ・教育先進校等の視察 専門性と指導力を高めるために、マイスター(GIGA以外)の中から希望者を県外の教育先進校等に派遣した。
 - ・その他、優れた実践や提案授業を公開したり、収集した資料を提供したりして、市内教員の実践的指導力の向上に寄与した。(授業の公開はできる限り6限とし、可能な範囲で、授業後に参観者との協議会を行った。)

5. 学び高め合う集団づくり支援事業【3年周期の1年目】

- ◇「学び合う集団づくり推進事業（令和元年度～令和3年度）」の成果を基盤とし、GIGA スクール構想の実現、学習指導要領の着実な実施、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を目指し、集団の「学び高め合い」と「いじめ・不登校予防対策」を支援した。
- ◇推進校〈新湊南部中学校区〉新湊南部中学校、作道小学校、塚原小学校
〈小杉南中学校区〉小杉南中学校、金山小学校、歌の森小学校、中太閤山小学校
- ◇教育アドバイザーの派遣実績
 - ・スクリーニングシートの活用 7回（釣・青木アドバイザー）
 - ・コミュニケーションスキル 2回（雷鳥アドバイザー）
 - ・学級づくりスタートダッシュ 7回（水上アドバイザー②、宮原アドバイザー④、村田アドバイザー①）
 - ・WEBQU 活用 6回（宮原アドバイザー②、村田アドバイザー④）
 - ・音楽療法（児童生徒対象） 1回（釣・松井アドバイザー）
- ◇活動報告 報告書、資料提供、報告会 2月25日（水）15:30～16:40 射水市庁舎

6. 令和のとやま型教育推進事業

- ◇令和の時代に求められる教育理念の具現化と学習指導要領の確実な実施に資するよう、児童生徒の「資質・能力」育成のための実践研究を推進し、その成果の普及を図った。
- ◇推進校〈射北中学校区〉射北中学校、片口小学校、堀岡小学校、東明小学校
〈小杉中学校区〉小杉中学校、小杉小学校、太閤山小学校、下村小学校
- ◇活動報告 報告書、資料提供、報告会 1月22日（木）14:45～16:30 オンライン

7. 小・中学校における ICT 教育総合支援事業

- ◇ICT 教育に関する教員の資質の向上とその普及を図る。
※「調査研究事業」、「教職員研修事業」、「射水市マイスター教員事業」を関連付け、教員の資質・能力の向上を総合的に支援した。

8. 小学校におけるプログラミング教育推進事業

- ◇プログラミング教育の推進を図るため、富山県立大学の岩井 学 教授の出前授業「ドローンを活用したプログラミング体験教室」（5年生対象）を実施した。
- ◇体験教室実施校
 - ・前期 5月29日（木）堀岡小学校、6月26日（木）片口小学校、7月17日（木）下村小学校
 - ・後期 10月9日（木）太閤山小学校（5年1組）、10月23日（木）太閤山小学校（5年2組）

9. 小学生学び応援塾

- ◇小学校の中学年（3年生）児童を対象に、放課後補充学習に対する支援（各校年間最大29回）を行い、基礎学力の定着を図った。
 - ・対象学校 …… 小杉小学校、大門小学校、大島小学校、新湊放生津小学校、歌の森小学校
 - ・学習支援員 …… 教育センター嘱託職員1名、臨時支援員11名
 - ・使用教材 …… 教育センターが準備する算数プリント
- 4月11日（金） 連絡調整会議 15:00～ 射水市庁舎 関係校各1名
- 5月14日（水） 支援員連絡会 15:30～ 射水市庁舎 学習支援員

10. 教育相談

活動名	内 容	担 当	実施回数
来所相談	問題を抱える保護者・教師・児童生徒に対して専門の相談員が面談して相談に応じた。	教育相談員	随時(要予約) 受付 月～金曜日 8:45～16:30
学校訪問相談	保護者・児童生徒・教師の問題や生徒指導上の問題に対して、学校を訪問して相談に応じた。	教育相談員 センター職員	随時 受付 月～金曜日 8:45～16:30
電話相談 メール相談	保護者・児童生徒・教師の問題や生徒指導上の問題に対して、電話やメール等で相談に応じた。また、来所相談や学校訪問相談につなげた。	教育相談員 センター職員	随時 受付 月～金曜日 8:45～16:30

活 動 状 況 (回数)													※ メール相談は令和2年度より実施
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来所相談	19	18	15	14	24	14	14	11	15	11	12		167
訪問相談	1	2	1	1					1				6
電話相談	9	5	11	3	1	3	3	3	7	4	7		56
メール相談	10	2	2	1	1	1	2	4	3	1	2		29
合計	39	27	29	19	26	18	19	18	26	16	21		258

11. スクールソーシャルワーカー活用事業(市費負担 10 名・県費負担 7 名)

◇不登校、いじめ・暴力行為・児童虐待、児童生徒の心の問題、経済面や健康面、言語面を含めた家庭問題等のうち、学校だけでは対応が困難なものに対して、家庭環境等の改善に向けて関係機関と連携して働きかけるとともに、児童生徒や保護者の支援を行った。

活 動 状 況 (回数)													
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
市 SSW	77	96	96	84	19	91	104	88	74	72	79		880
県 SSW	66	74	71	63	7	58	58	75	59	62	64		657
合計	142	170	167	147	26	148	162	163	132	134	143		1537

12. 小・中学校家庭教育専門支援員活用事業(小学校1名・中学校1名)

◇本市の不登校の要因として、親子関係や家族関係等の家庭環境に起因するものも多く、より複雑なケースが増加している。家庭に悩みを抱える児童生徒の相談体制を充実させるとともに、家庭訪問等を通して保護者や児童生徒に対する支援の強化を図った。

- ・家庭に不安を抱える児童生徒の早期発見のためのスクリーニング手法の周知を図り、支援体制の強化を図った。
- ・ケース支援のために学校及びこども福祉課、児童相談所等の関係機関との連絡調整を行った。
- ・SSW や支援員が有効に機能するように、SSW 等研修会で指導助言を行った。

活 動 状 況 (回数)													
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学校	10	9	10	10	10	9	8	6	9	8	11		100
中学校	13	10	12	14	7	11	12	10	11	9	10		119
合計	23	19	22	24	17	20	20	16	20	17	21		219

活動内容（件数）	小学校	中学校
いじめに関する相談・支援	0	0
不登校に関する相談・支援	10	6
家庭・親子関係に関する相談・支援	25	18
学級・集団づくりに関する相談・支援	12	0
本人の障害や病気に関する相談	17	7
本人自身の悩み等に関する相談	4	6

13. 教育支援センター

活動名	内 容	備考										
社会的自立支援	不登校児童生徒に対して、必要に応じた学習支援等を行い、社会的な自立につながる環境を整えた。	月～金曜日 9:00～15:00										
教育相談	児童生徒、保護者や学校からの通所及び見学・体験に関する相談に応じた。	月～金曜日 9:00～17:00										
通 級 状 況（児童生徒数） ※ 在籍（通級）は累積を記載												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
在籍（通級）	10	13	16	20	21	23	26	27	35	36	40	
体験	6	6	2	3	2	5	7	8	4	7	6	
見学・相談	2	2	3	2	2	3	4	6	4	5	6	
合計	18	20	21	25	25	31	37	42	43	48	52	

14. その他の事業

事業名	内 容
射水市科学展覧会	<ul style="list-style-type: none"> 射水市科学展覧会の企画運営、展示、表彰等 〈日程〉 搬入、審査 …… 9月5日(金) 公開展示 …… 9月6日(土)～7日(日) 搬出 …… 9月8日(月) 〈会場〉 救急薬品市民交流プラザ 出品数 小学校 59点 中学校 24点 計 83点 最優秀賞（県出品） 小学校 6点 中学校 3点 計 9点 最優秀賞 小学校 5点 中学校 2点 計 7点 創意工夫賞 小学校 10点 中学校 4点 計 14点 研究努力賞 小学校 10点 中学校 3点 計 13点 特別賞（連続出品） 小学校 4名 中学校 21名 計 25名 ※ 来場者数 2日間合計 498名
射水市 教育研究論文・ 教育実践記録募集	<ul style="list-style-type: none"> 射水市教育研究論文・教育実践記録の募集企画、審査、表彰等 〈日程〉 応募票提出 …… 1月5日(月) 論文等提出 …… 1月8日(木) 表彰式 …… 2月20日(金) 〈会場〉 救急薬品市民交流プラザ 応募数 小学校 11点 中学校 7点 計 18点
校内教育支援センター支援員	<p>教室に入りづらいつている児童生徒が、学校内で安心して活動できるように、相談支援及び学習支援を行った。</p> <p>配置校 作道小、東明小、小杉小、歌の森小、太閤山小、中太閤山小、大門小、大島小、新湊中</p>
外国人相談員	<p>日本語の理解の難しい児童生徒や保護者の支援を行う。</p> <p>・市費負担相談員 5→7名（1名退職、3名雇用）</p>

図書、資料等の貸出等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育図書や教材資料等の紹介、貸与等 ・地域人材情報、地域教材資料の提供等
情報収集、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者情報、交通事故、問題行動等の情報収集及び提供 ・射水警察署との連携 ・ネットパトロールからの連絡確認
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要、教職員研修、生徒指導、教育支援センター等に関する情報発信 ・活動内容等に関する情報発信

15. 射水市生徒指導協議会事務局

研修会	実施日	内 容
全体研修会	4月16日(水)	令和7年度役員、事業案承認 令和6年度事業報告、令和7年度事業計画
第1回生徒指導研修会		講話：射水警察署 生活安全課 課長 部会研修(中学校区情報交換)
第2回生徒指導研修会	6月26日(木)	講話：西部教育事務所 生活指導主事 部会研修(中学校区情報交換)
第3回生徒指導研修会	11月20日(木)	講話：富山県総合教育センター 主任研究主事 部会研修(中学校区情報交換)
第4回生徒指導研修会	1月29日(木)	講話：西部教育事務所 主任生活指導主事 部会研修(校種別情報交換)

16. その他の事務局

学力向上委員会 (3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査結果の考察と学力向上策についての意見交換 ・「今後の射水市の取組・セルフチェックシート(R7.3学期～R8.2学期)の検討 <p>小・中校長 各1名 福山暁雄(大門小) 六渡徹(新湊中) 小・中教頭 各1名 若林祥子(太閤山小) 加納佑成(小杉中) 小・中教務主任 各1名 坂上絵美子(小杉小) 鈴木智子(大門中) 小・中学生指導主事 各1名 早瀬益雄(歌の森小) 矢部史郎(新湊南部中)</p> <p>第1回 7月2日(水) 15:00～16:30 射水市庁舎 第2回 9月8日(月) 14:30～16:30 射水市庁舎 ※ 全国学力・学習状況調査委員と合流 第3回 11月11日(火) 15:00～16:30 射水市庁舎</p>
教育を考える会 (5回)	<ul style="list-style-type: none"> ・今日的な教育的課題についての研修 等 <p>世話人(小学校2名・中学校2名) ※ 市教務主任会から選任</p> <p>第1回 5月31日(土) 大島コミュニティセンター 講師：小学校長会 会長 杉高 浩 氏</p> <p>第2回 6月28日(土) 大島コミュニティセンター 講師：富山大学大学院 教職実践開発研究科 教授 西島 健史 氏</p> <p>第3回 7月26日(土) 大島コミュニティセンター 講師：中学校長会 会長 京角 輝彦 氏</p> <p>第4回 8月23日(土) 大島コミュニティセンター 講師：元西部教育事務所 所長 関原 秀明 氏</p> <p>第5回 9月13日(土) 大島コミュニティセンター 講師：前射水市教育委員会 事務局次長 六渡 徹 氏</p>

令和8年4月の主な行事予定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	水					
2	木					
3	金					
4	土	11:00	射水市埋蔵文化財センター	下条川桜まつり 同時開催 射水市埋蔵文化財センター桜まつり	生涯学習・スポーツ課	
5	日	10:00	射水市埋蔵文化財センター	下条川桜まつり 同時開催 射水市埋蔵文化財センター桜まつり	生涯学習・スポーツ課	
6	月					
7	火		市内幼稚園	幼稚園入園式	学校教育課	
8	水		市内小中学校	第1学期始業式	学校教育課	
9	木		市内小学校	小学校入学式	学校教育課	○
10	金		市内中学校	中学校入学式	学校教育課	○
11	土	15:30	クロスベイ新湊	放生津八幡宮祭の曳山・築山行事ユネスコ無形文化遺産登録記念祝賀曳山巡業	生涯学習・スポーツ課	教育長
12	日					
13	月					
14	火					
15	水	9:00	会議室401	小中学校長会	学校教育課	教育長
16	木	19:00	会議室302～304	射水市スポーツ推進委員協議会 総会・委嘱状交付式	生涯学習・スポーツ課	教育長
16	木		石川県金沢市	東海北陸都市教育長協議会総会	学校教育課	教育長
17	金		石川県金沢市	東海北陸都市教育長協議会視察研修	学校教育課	教育長
18	土					
19	日	6:30	氷見市～朝日町 県内9市町	富山湾岸サイクリング2026	生涯学習・スポーツ課	
19	日	9:00	新湊アイシン軽金属スポーツセンター	令和8年度 射水市スポーツフェスタ総合開会式	生涯学習・スポーツ課	○
20	月					
21	火					
22	水					
23	木	13:30	会議室306	定例教育委員会	学校教育課	○
24	金					
25	土					
26	日					
27	月					
28	火					
29	水					
30	木	19:00	救急薬品市民交流プラザ	射水市PTA連絡協議会総会	学校教育課	教育長

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
2/20	4/19	新湊博物館	企画展「日本人の心と妖怪」	4/18	4/18	中央図書館	春のおたのしみ子ども会
4/24	7/26	新湊博物館	企画展「放生津の豪商 柴屋の宝物」	4/25	4/25	新湊図書館	親子絵本ふれあい読書デイ
3/26	4/15	中央図書館	「『はじめまして！』のその次は？」展	4/23	5/12	中央図書館	【第68回こどもの読書週間】各館 特別展示
4/1	4/14	新湊図書館	「新生活を迎えて」【一般書】 「春を楽しむ本」【児童書】				「あつまれ！ちいさな生きものたち」展

